

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290412013	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること	<p>【要望内容】 時代考証を適切に行うことを条件に、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること</p> <p>【理由】 国の史跡になっている城跡などの歴史的建造物の復元について、文化庁は、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準(非公開)」に基づきその可否を判断している。しかし、同基準では、復元しようとする建造物の「遺構」「指図(設計図)」「写真」の3項目が不可欠とされ、どれか一つでも欠ければ認められず、地域の歴史的建造物の復元が事実上できない。 例えば城跡の場合、石垣だけで観光客、特にインバウンドを呼び込むことは難しく、厳格な基準や運用によって地域の大きな観光資源となり得る多くの歴史的建造物の復元できないことが、地域にとって大きな逸失利益となっている。 したがって、地域に点在する歴史的建造物の復元を容易にすることで、文化財を中核とする観光拠点を全国に整備し、文化資源を活用した経済活性化を図るためにも、時代考証を適切に行うことを条件に、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和する必要がある。</p> <p>(注)遺構、指図、写真の3項目が備わっていないため、仙台城では懸造(かけづくり)、高松城や徳島城は天守の復元ができない。</p>	日本商工会議所	文部科学省	<p>国指定文化財の現状変更等を行う場合には、文化財保護法の規定に基づき、文化審議会に諮った上で、文化庁長官が許可をすることとなっています。</p> <p>史跡等における歴史的建造物の復元が適当であるか否かについては、事前に文化庁が設置する外部有識者で構成される専門委員会において、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に基づき、具体的な復元の計画・設計について総合的な調査・研究を行うことが通例となっています。</p>	<p>・文化財保護法第125条第1項 ・文化財保護法第153条第2項</p>	事実確認	<p>史跡等は国民の貴重な財産であり、文化財としての価値を損ねてしまふと取り返しがつかなくなるものです。このため、国指定の史跡等において現状変更等を行う場合は、文化財としての価値を損なわないよう、文化審議会に諮った上で、文化庁長官が許可をすることとなっています。</p> <p>また、史跡等において、往時の姿をしのばせる歴史的建造物を復元する際には、十分な歴史的根拠に基づいて復元することが地域の活性化や文化振興に資するものであり、復元する歴史的建造物に係る記録資料等を基に、当該建造物の位置・規模・構造・形式等の蓋然性を高める上で、十分な調査・研究を行った上で復元に取り組みことが重要であると考えています。</p> <p>その上で、文化庁が公表している「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」においては、具体的な復元の計画・設計の内容について、同基準に定められた各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとしています。</p> <p>文化庁としては今後とも同基準を適切に運用してまいりたいと考えています。</p>	△
290412016	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	特に地方で深刻となっている人材不足を解消するため、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること	<p>【要望内容】 中小企業に限り、インターンシップを通じた人材採用を認めること</p> <p>【理由】 中小企業は、人材採用において、大企業と比べ不利な環境にあることから、深刻な人材不足に陥っている。また、新卒採用後3年間の離職率は中小企業で4割、小規模事業者で5割を超えるなど、人材のミスマッチも起こっている。インターンシップは自社に合った人材を発掘する有効な手段と考えられるが、「人的負担が大きい」、「メリットがない」、「採用に直結しない」といった理由から、中小企業では大企業と比べその取り組みが低調である。 加えて、現在、政府において、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地方在住学生の地方定着を目指す「地方創生インターンシップ事業」が推進されているところである。 このため、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が示す「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において示されている、「企業がインターンシップ等で取得した学生情報は広報活動・採用選考活動に使用できない」について、中小企業に限りは対象外とするべきである。</p>	日本商工会議所	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	<p>学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくりを進めるため、就職・採用活動の日程(広報活動・採用選考活動開始時期等)が設定されていることを踏まえ、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において、広報活動・採用選考活動の開始後に行われるインターンシップであり、あらかじめ広報活動・採用選考活動の履修を含むことが示された場合でなければ、企業がインターンシップ等で取得した学生情報は当該活動に使用できないとされています。</p>	<p>「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成9年9月文部科学省・厚生労働省・経済産業省作成、平成27年12月一部改正)</p>	その他	<p>文部科学省に「インターンシップの推進に関する調査研究協力者会議」を設置し、インターンシップの実施に係る中小企業の負担軽減策や、インターンシップと就職・採用活動との関係も含め、インターンシップの在り方や推進方針について検討を行っているところであり、現在、議論の取りまとめに向けて調整を行っているところです。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290712001	29年7月12日	29年7月25日	29年8月15日	人工知能(AI)に必要である、学習データ作成のための書籍のデータ化について	<p>人工知能(AI)が医療や将棋等のニュースで、話題になっています。そのAIの開発において必要である、学習データ、に関連したご提案です。</p> <p>学習データにおいては、書籍をデータ化し、そのデータ化された書籍データを利用する手法はAI開発に多く用いられています。最近ではGoogleブック訴訟で話題になっているとおり、Googleは世界中の書籍のスクリーンを、フェアユースのもと、合法的に行い、AIの開発に取り組みしております。</p> <p>学習データの内容は、AIの開発を左右する重要なものですが、現在、日本国内では著作権法の関係で、外部業者が著作物のデータ化をすることは、判例もなく、グレーという意見もあるようです。解折のため、であれば著作権法7条7項により、合法という見方もできるかもしれませんが、書籍など著作物のデータ化作業における、主体論については依然としてグレーなので、開発会社としては訴訟を恐れ、AI開発において遅れが生じることが懸念されます。</p> <p>情報のデータ化・アーカイブ化が進んでいる今の時代において、法規制が追いつかない状況ですが、他国では積極的に進めています。日本も負けるわけにはいかないはずで、これらを外国に任せってしまうと、情報の主要な部分を海外に握られてしまうことを意味し、産業・文化の衰退に繋がってしまいます。</p> <p>実害がないことに関しては、フェアユースのような形で、進めていくことが重要だと思っております。検索サイトやクラウドストレージサービスなどは、日本も技術的に優位にあった時もありましたが、著作権が足かせとなった過去もございます。</p> <p>弊社は、書籍のデータ化サービスを行っております。弊社のような外部業者が学習データの作成をサポートすることで、AI開発者は開発に時間を注力できます。AIの学習データのための書籍データ化が問題なく行うことができれば、これからの日本のAIの発展において、学習データ及び学習済みモデルが国内のAI開発業者において準備・開発していくことがスムーズになり、発展に繋がることが考えられます。学習データの作成という、AI開発において最初の段階を大きく左右する重要な事業かと思しますので、日本のAI開発事業者・産業界全体が、データを集めやすいように、国の後押しが必要だと感じております。</p> <p>よろしくお願致します。</p>	民間企業	文部科学省	著作権法第47条の7、第63条第1項・第2項	著作権法は、基本的には民法の特例法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、文化庁の文化審議会では、AI学習用データの作成や公衆への提供・提示を含む様々なニーズを踏まえ、権利者の利益を害さない行為等について、権利制限規定を整備すべきの方針を同審議会著作権分科会報告書(平成29年4月)において取りまとめたところであり、今後、これを踏まえ、必要な措置を講じることとしています。	事実確認	△	
290925029	29年9月25日	29年12月8日	30年1月15日	独立行政法人の余裕金運用方法に関する主務大臣指定の明確化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・独立行政法人の余裕金運用方法は、独立行政法人通則法第47条にて規定(列挙)されている。 ・同条第1号においては、国債等に加え、「その他主務大臣の指定する有価証券」とされているが、文部科学省所管の独立行政法人日本原子力研究開発機構及び経済産業省所管の独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、これに係る「指定」がなされず、この結果、余裕金運用方法が極めて限定的なものとなっている。</p> <p>【具体的要望内容】 ・上記条文における「その他主務大臣の指定する有価証券」の明確化。すなわち、上記各独立行政法人の所管省(文部科学省及び経済産業省)大臣による有価証券の指定(省令、告示等)による余裕金運用方法の範囲拡大。</p> <p>【要望理由】 ・独立行政法人においては、国から交付される運営費交付金の算定に当たって効率化係数(前年対比マイナス数%)が導入されているなど、財務環境は年々厳しくなっている。このような環境下、余裕金運用方法の範囲を拡大することは、独立行政法人の財務基盤の強化に資する。 ・「独立行政法人制度」と類似している「地方独立行政法人制度」及び「国立大学法人制度」においても、それぞれの根拠法に同じ条文が存在するが、これらについては、当該有価証券が既に明確化され、余裕金運用方法の範囲が拡大されている(地方独立行政法人法第49条及び総務省令並びに国立大学法人法第39条及び文部科学省告示)。 ・「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」(事務局:内閣官房日本経済再生総合事務局)の報告書(平成25年11月)において、「GPIF以外の独立行政法人や国立大学法人等における余裕金の運用については、原則として安全資産に限定されているが、当該資金の規模や性格によっては、適切なリスク管理を行うことを前提に、ミドルリスク・ミドルリターンへの運用を行い、収益を向上させることについて検討すべきである。」とされている。</p>	都銀懇話会	文部科学省 経済産業省	【文部科学省】 独立行政法人通則法第47条 【経済産業省】 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業基盤整備業務に係る独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の主務大臣の指定する有価証券及び金融機関(財務省「経済産業省告示第5号」) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う業務(産業基盤整備業務を除く。) 【文部科学省】 独立行政法人通則法第四十七條第一号及び第二号の主務大臣の指定する有価証券及び金融機関(経済産業省告示第394号)	【文部科学省】 独立行政法人通則法第47条第1号において規定されている余裕金(政府保証債等)として運用を行っているものの、左記の「制度の現状」に記載した本案の趣旨を踏まえ、現時点において、余裕金(その他主務大臣の指定する有価証券)の取得の運用を実施することは考えていないとのことであり、文科省としても「提案の「その他主務大臣の指定する有価証券」の指定を行うことは考えておりません。しかしながら、今後、他の国立研究開発法人や政府全体の動向如何によっては、検討することも考えられます。	【文部科学省】 対応不可 【経済産業省】 事実確認	【経済産業省】 制度の現状に記載のとおり、すでに対応済みです。	